

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 山本 哲夫

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：食器洗浄及び清掃作業の部外委託
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊苗穂分屯地
- (4) 履行期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「D以上」に格付けされ、北海道地域に競争参加資格を有する者。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長長官又は陸上幕僚長から別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊苗穂分屯地（以下「官側」という。）における食器洗浄及び清掃作業の部隊委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 別紙第2「入札関係書類提出要領」に示す事前提出書類を提出し、合格の通知を受けた者。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 会計課

4 入札説明会及び現場説明会に関する事項

実施しない。ただし、積算等のため現場の確認が必要な場合は令和4年1月11日（火）～令和4年1月19日（水）（土・日を除く。）までの間に給食係長と事前調整のうえ確認することができる。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティーセンター
- (2) 日時：令和4年1月21日（金）10時30分（10時15分から入室可）

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・FAX・電信・電話による入札
- (6) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札

入札書下部余白に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の広告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約致します。」

8 契約書の作成

- (1) 全般
落札者は遅滞なく契約書を作成する。契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 契約書の作成（契約締結）時期
令和4年4月1日
- (3) 様式
陸上自衛隊標準契約書
- (4) 付帯する特約条項
 - ア 部分払いに関する特約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項

9 落札決定方式

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

10 代金支払要領

1月分毎の部分払い（月1回）とする。

11 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から前項に定める勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27.12.2）第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 受託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食が出来なかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金として官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。）	10%～20%（※）×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があつたにも関わらず改善計画を提出しない又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%（※）×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

12 本委託業務の引継ぎ

当該年度受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内の3月24日までに完了するよう協力しなければならない。

13 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

14 その他

(1) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封をし、内封筒以外に資格審査結果通知書(写)を同封し、「食器洗浄及び清掃作業の部外委託入札書在中」と明記した封筒に入れて、書留郵便(簡易書留、メール便可)にて令和4年1月20日(木)1700までに苗穂分屯地苗穂支処会計課へ必着とする。この際、下記担当者(小林)まで電話で到着確認を行う。

(2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を提出すること。

(3) 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。

ただし、郵便による入札があった場合は、日時・場所を設定し後日執行する。その際の郵便入札の場合は、第14項第1項に準ずる他必着時期を入札日の前日(閉庁日を除く。)の17時までとする。

(4) 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先

ア 入札に関する事項 陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 会計課 (担当:小林)

TEL:011-711-4251 (内線571)

イ 仕様書等に関する事項 陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 補給班 (担当:小原)

TEL:011-711-4251 (内線222)

13 公告掲示場所

(1) 掲示場所:苗穂分屯地、島松駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、東千歳駐屯地、札幌商工会議所、北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/g sdf/nae/nadep/dep.html>

(2) 掲示期間:令和3年12月22日~令和4年1月21日